

平成26年6月19日

デジタルハリウッド株式会社
代表取締役 鳥越 憲一 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



ご 連 絡

本協会は、平成26年4月30日付で貴社に対し申入書を送付し、貴社からは平成26年5月30日付で回答書をいただきました。ご対応ありがとうございます。

貴社からの回答内容を検討するにあたり、下記のとおり質問事項がありますので、補充質問を送付致します。

つきましては、お忙しい中恐縮ですが、平成26年7月7日までに、書面にてご回答いただきますようお願い致します。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを念のため申し添えます。

記

1. 本協会からの貴社に対する本件申入れは、貴社が運営するクリエイター養成スクールデジタルハリウッドの専科における受講契約を対象として行ったものですが、受講約款の貴社変更案において第2条（選抜試験）の条項が追加されているのは、専科においても選抜試験を導入するという趣旨でしょうか。

また、デジタルハリウッド「本科」と「専科」とは、どのような点に違いがあるのでしょうか。受講契約にあたっての選抜試験の有無や内容、受講契約の内容、提供する授業の内容やカリキュラムなど、具体的にその違いについてご教示いただきますようお願いいたします。

2. 貴社からのご回答によれば、申込者を受講生として受け入れるための手続きは多岐にわたるとのことですが、受講を検討する消費者に対する事前説明から受講契約の締結、受講・学習開始に至る、事務手続き及びサービスの提供の流れをお教え下さい。

例えば、貴社が列举しておられる入学前カウンセリング、体験授業、LMS登録、学生カルテ発行、オリエンテーション、受講ガイド配付、受講生証制作等は、それぞれどの時点で行われるのでしょうか。

3. 貴社は受講約款中において「学習指導の開始日」（現行約款第5条）、「学習指導期間」「契約期間」（同第8条）、「受講開始」「受講期間」（変更案第10条）、受講申込書において「開講日」という文言を使用していますが、「学習指導の開始」と「受講開始」と「開講」、「学習指導期間」と「契約期間」と「受講期間」とは、それぞれ異なる概念として使用しているのでしょうか。異なるものであれば、その違いを具体的にご教示ください。

以 上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL : 03-5614-0543 FAX : 03-5614-0743